

四半期報告書（第2四半期）の開示に係る留意事項

おとこざわ えりこ
公認会計士 男澤 江利子

はじめに

本稿は、四半期報告書（第2四半期）の開示に係る留意事項について述べている。四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しないとされているので（四半期会計基準6ただし書）、本稿では基本的に四半期連結財務諸表を対象としている。また、特定会社及び指定国際会計

基準に関する記載については、基本的に述べていない。

四半期報告書の記載としては、例えば次のような記載が考えられる。

以下の記載例については、公益財団法人 財務会計基準機構『四半期報告書の作成要領』（平成25年6月第1四半期提出用）（以下「作成要領」という）を参考にしている。

項目	留意点	備考
目次	<p>作成要領xページの目次では、【注記事項】の位置が、【追加情報】の次から、（継続企業の前提に関する事項）の前へと変更になっている。次世代タクソミに合わせるものであり、注記全体を包含する位置に移動している。</p> <p>なお、規則等により決められた表示をしなければならない項目ではないため、作成要領どおりの記載が強制されているわけではない。タクソミを利用して、新しい位置にする必要があるのは、次世代EDINET開始後であり、主な適用時期の概要は、次のとおりである。</p> <p>有価証券報告書：平成25年12月31日以後に終了する事業年度に係る書類 四半期報告書及び半期報告書：平成26年1月1日以後に開始する事業年度に含まれる四半期又は半期に係る書類</p>	
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	<p>基本的に、当第2四半期連結累計期間及び前年同第2四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載する。</p> <p>次の事項に留意する。</p> <p>① 3ヶ月情報に関する記載 (a) 売上高、(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び (i) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合には、前年同四半期連結会計期間に係るものの括弧書きを併せて記載する。</p> <p>② キャッシュ・フローに関する記載 (n) 営業活動によるキャッシュ・フロー、(o) 投資活動によるキャッシュ・フロー、(p) 財務活動によるキャッシュ・フロー及び (q) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合に記載する。</p> <p>③ 1株当たり情報 「経理の状況」において、四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書だけを記載している場合でも、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載する（作成要領9ページ）。</p> <p>ただし、記載上の注意（5）aに基づいて記載した場合はこの限りでない（①を参照）。</p>	<p>記載上の注意（5） 開示ガイドライン24の4の7-7、5-12-2</p>

項目	留意点	備考
	<p>「主要な経営指標等の推移」に関して、企業内容等開示ガイドライン5-12-2において、遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示の適用が規定されている。</p>	
2 事業の内容	<p>当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載する。</p> <p>セグメント情報（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載する。</p>	記載上の注意（6）
第2 事業の状況		
1 事業等のリスク	<p>当四半期連結累計期間に係る事項について記載する。</p> <p>提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（「重要事象等」という）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載する。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載する。ただし、四半期報告書提出日時点での判断に基づいて記載することを妨げるものではないと解される。</p> <p>「事業等のリスク」に関する取扱いガイドラインでは次の事項が規定されている。</p> <p>1 開示府令第二号様式記載上の注意（33）a、第四号の三様式記載上の注意（7）a及び第五号様式記載上の注意（11-2）aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p>2 開示府令第二号様式記載上の注意（33）b、第四号の三様式記載上の注意（7）b及び第五号様式記載上の注意（11-2）bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。</p> <p>このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。</p> <p>（1）～（20）（略）</p> <p>作成要領17ページの「作成にあたってのポイント①」では、「『事業等のリスク』について重要な変更（消滅も含まれると考えられます。）があった場合」と述べられており、消滅が含まれることについて述べられている。</p> <p>また、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から変更がない場合には、【事業等のリスク】の表題をそのまま記載し、該当がない旨（又は重要な変更がない旨）について記載することとなる。</p> <p>継続企業の前提に関する注記との関連に注意する。</p>	記載上の注意（7）
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	<p>四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>ただし、当四半期連結会計期間が、「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書に掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書に掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間）である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。</p>	<p>記載上の注意（9）</p> <p>開示ガイドラインC 個別ガイドライン II「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン</p>

項目	留意点	備考
	<p>第2四半期では「経理の状況」において、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載するので、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、キャッシュ・フローに関する記載が必要となる。</p> <p>(a) 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。</p> <p>(b) 当四半期連結累計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。</p> <p>なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項。</p> <p>(c) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。</p> <p>(d) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。</p> <p>(e) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。</p> <p>(f) 当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。</p> <p>i 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容</p> <p>ii 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容</p> <p>「1事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載する。ただし、四半期報告書提出日時点での判断に基づいて記載することを妨げるものではないと解される。</p> <p>「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドラインでは次の事項が規定されている。</p> <p>開示府令第二号様式記載上の注意（36）b、第四号の三様式記載上の注意（9）b及び第五号様式記載上の注意（13-2）bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>継続企業の前提に関する注記との関連に注意する。</p>	
第3 提出会社の状況		
1 株式等の状況 (1) 株式の総数等	<p>「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載する。</p> <p>会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には発行可能株式総数を記載する。</p> <p>「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第 四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載する。</p>	記載上の注意（10） 開示ガイドライン5-7-2、24の4の7-7、5-7-3

項目	留意点	備考
	<p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載する。</p> <p>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、一定の事項を欄外に記載する。</p>	
(2) 新株予約権等の状況	<p>「新株予約権等の状況」については、当四半期会計期間中に新株予約権等が発行された場合に記載する。</p> <p>【新株予約権等の状況】については、様式上の記載項目であるので、該当がない場合でも、記載を省略することはできず、表題をそのまま記載し、該当がない旨を記載することとなる。</p>	記載上の注意(11)
(6) 大株主の状況	<p>当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載する。</p>	記載上の注意(15)
2 役員の状況	<p>前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載する。</p> <p>このため、第1四半期の四半期報告書に記載された異動については、第2四半期以降の四半期報告書においても記載することになると解される(作成要領57ページ)。</p> <p>前事業年度の有価証券報告書を定時株主総会前に提出した場合、当該有価証券報告書に記載した当該定時株主総会及びその直後の取締役会での決議事項である「役員の改選」、「代表取締役の異動」及び「役員の役職の変更」などに関する事項については、それらが実際に否決・修正されなければ、当四半期報告書において、前事業年度の有価証券報告書の提出後に行われた役員の異動として記載することは不要と考えられている(作成要領57ページ)。</p>	<p>記載上の注意(17)</p> <p>記載上の注意(1) 一般的事項d</p>
第4 経理の状況		
冒頭記載 四半期連結財務諸表の作成方法について	<p>【経理の状況】の冒頭記載において、四半期連結財務諸表が「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づいて作成している旨を記載する。</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「退職給付に関する会計基準」等を早期適用している場合には、経理の状況の冒頭記載において、その旨の記載をすることが望ましいと考えられる(作成要領173ページ)。</p> <p>監査証明については四半期レビューを受けている旨を記載する。</p> <p>第1四半期会計期間又は第3四半期会計期間に係る四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期キャッシュ・フロー計算書)を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭に、その旨を記載しなければならない(開示ガイドライン24の4の7-9)。</p> <p>また、四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期会計期間に係る四半期損益計算書)を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭に、その旨を記載しなければならない(開示ガイドライン24の4の7-10)。</p> <p>このため、第2四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間において、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には記載漏れのないように注意する。</p>	<p>四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</p> <p>四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</p> <p>各種ガイドライン</p> <p>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第5条第1項ただし書き</p>

項目	留意点	備考
1 四半期連結財務諸表		
比較情報の作成	<p>四半期連結財務諸表について、比較情報の作成が規定されている。</p> <p>四半期連結貸借対照表については、前期末連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書については、前年同四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結キャッシュ・フロー計算書が必要に応じて修正され、比較情報として当四半期連結財務諸表に含まれることとなる。</p> <p>次の事項に留意する（四半期連結財務諸表ガイドライン5の3）。</p> <p>① 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、前連結会計年度並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る数値を含めなければならない。</p> <p>② 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。</p> <p>比較情報の開示に関する基本的な考え方は、当事業年度に係る財務諸表の開示が基礎になるものと考えられる。ただし、比較情報の開示の要否については、財務諸表利用者の意思決定に資するものかどうか、企業の業績等に関する適正な判断のために必要と考えられる事項かどうかについて慎重に判断する必要があると考えられる。</p> <p>比較情報については、金融庁の担当官が次の解説を行っている。</p> <p>① 徳重昌宏、中村慎二「中間連結財務諸表・中間財務諸表の作成上の留意点」『旬刊経理情報』（2011.11.10、No.1297）</p> <p>② 徳重昌宏、中村慎二「過年度遡及会計基準適用後の連結財務諸表・財務諸表の作成上の留意点」『旬刊経理情報』（2012.4.10、No.1311）</p> <p>「比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）」の公開草案では、「3. 個別財務諸表への移行に伴う比較情報の開示」について述べられていたが、その後、さらに関連して検討すべき事項が生じたため、結論を含めて引き続き検討することとされており、研究報告（中間報告）では同項目を削除している。</p>	<p>四半期連結財務諸表5の3 四半期連結財務諸表ガイドライン5の3 中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書（平成23年6月30日企業会計審議会） 比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）（会計制度委員会研究報告第14号）</p>
四半期連結貸借対照表	四半期連結貸借対照表は、様式第二号により記載する。	四半期連結財務諸表30
四半期連結損益計算書	<p>四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書は、様式第三号により記載する。</p> <p>第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を任意に作成することができる。この場合には、様式第四号により記載する。</p> <p>第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成しなければならない。</p> <p>任意で、四半期会計期間を、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書（又は四半期連結損益及び包括利益計算書）の開示対象期間として期首からの累計期間と併せて開示する場合、前連結会計年度における対応する四半期において開示を行わなかった場合で、当連結会計年度の四半期より開示するときは、前連結会計年度における対応する期間に係る開示は要しない。</p>	四半期連結財務諸表64
四半期連結包括利益計算書	<p>四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書は、様式第三号の二により記載する。</p> <p>四半期連結包括利益計算書は、四半期連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、記載を要しない。</p> <p>四半期連結財務諸表提出会社は、第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第2四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成しなければならない（様式第四号の二）。</p>	四半期連結財務諸表83の2、83の3

項目	留意点	備考
四半期連結キャッシュ・フロー計算書	<p>四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、様式第五号又は第六号により記載する。</p> <p>第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない（第3四半期については、四半期連結財規5条の2第4項に注意）。</p> <p>四半期連結財務諸表提出会社は、第2四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。</p> <p>このように、同一年度内における四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成については、首尾一貫性が要求されているので、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成を行うかどうかについては、第1四半期において、決定しておく必要がある。</p> <p>前第1四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなかった場合、当第1四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することはできると考えられる。また、前第1四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成した場合においても、当第1四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しないことはできると考えられる（作成要領「第2四半期報告書向け記載事例（平成25年9月提出用）27ページ）。すなわち、必ずしも年度間の継続性までは求められていないものの、継続性の観点から、みだりに変更することは好ましくないと考えられる。</p> <p>第1及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成を行わない場合には、当四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む）及び当四半期連結累計期間に係るのれんの償却額を注記する。</p>	四半期連結財規5の2、27の2、84
連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記	<p>四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲について、重要な変更を行った場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。</p>	四半期連結財規10 四半期連結財規ガイド ライン10
会計方針の変更	<p>会計方針の変更を行った場合には、原則として、変更後の会計方針を前期以前に遡って適用したと仮定し、税金等調整前四半期純損益金額に対する前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額を注記する。</p> <p>（会計方針の変更）（作成要領内「第2四半期報告書向け記載事例（平成25年9月提出用）」28ページ）</p> <p>（会計方針の変更） 当社における、商品及び製品の評価方法は、従来、主として総平均法によっていたが、…（正当な理由を記載）…のため、第1四半期連結会計期間より、先入先出法に変更した。当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。</p> <p>この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれXX百万円増加している。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高はXX百万円増加している。</p> <p>会計方針は、原則として、事業年度を通じて首尾一貫していなければならない（「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会実務指針第78号）9）。</p> <p>四半期財務諸表において、会計方針の変更を行う場合には、過年度遡及会計基準第6項及び第7項に準じて、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用することになる（「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号）10-2）。</p> <p>当年度の第2四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、「四半期財務諸表に関する会計基準」第19項（2）又は（4-2）の記載に加え、第2四半期以降に変更した理由を注記する（「四半期財務諸表に関する会計基準」19（3）、25（2））。</p> <p>四半期財務諸表等規則第5条の2第2項では、第2四半期会計期間以降に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行った場合には、同条1項の規定による注記に加え、第2四半期会計期間以降に会計方針の変更を行った旨及びその正当な理由を注記しなければならないと規定している。</p>	四半期連結財規10の2、10の3

項目	留意点	備考
<p>「連結財務諸表に関する会計基準」等</p>	<p>平成25年4月1日以降開始する連結会計年度の期首から原則適用となった。 連結の範囲の変更が会計方針の変更となるのは、既存の開示対象特別目的会社を、「連結財務諸表に関する会計基準」等の適用により、新たに連結子会社とした場合に限られる。</p> <p>(作成要領102ページを参考)</p> <p>(第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表に関する会計基準」等を適用し、新たに連結の範囲に含めた子会社を連結財務諸表上の適正な帳簿価額により評価した場合) (会計方針の変更)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成23年3月25日)、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号 平成23年3月25日)、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号 平成23年3月25日)及び「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成23年3月25日)を第1四半期連結会計期間より適用し、〇〇〇を新たに連結子会社とした。</p> <p>新たに連結子会社となる〇〇〇への会計基準等の適用については、「連結財務諸表に関する会計基準」第44-4項(3)に定める経過的な扱いに従っており、適用初年度の期首において〇〇〇に関する資産、負債及び少数株主持分を連結財務諸表上の適正な帳簿価額により評価している。</p> <p>この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の利益剰余金がXX百万円増加している。</p> <p>[新たに連結の範囲に含めた子会社を時価により評価した場合]</p> <p>(略)</p> <p>新たに連結子会社となる〇〇〇への会計基準等の適用については、「連結財務諸表に関する会計基準」第44-4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、適用初年度の期首において〇〇〇に関する資産及び負債の全てを時価により評価している。</p> <p>この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の利益剰余金がXX百万円増加している。</p>	<p>連結財務諸表に関する会計基準(企業会計基準第22号)</p> <p>一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針(企業会計基準適用指針第15号)</p> <p>連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(企業会計基準適用指針第22号)</p> <p>投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(実務対応報告第20号)</p>
<p>「退職給付に関する会計基準」等の早期適用</p>	<p>第1四半期連結会計期間より、「退職給付に関する会計基準」等を適用している場合は、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「退職給付に係る資産」、「退職給付に係る負債」、「退職給付に係る調整累計額」(四半期連結貸借対照表)及び「退職給付に係る調整額」(四半期連結包括利益計算書)について、対応する前連結会計年度及び前第2四半期連結累計期間の数値はなく、「-」と記載することとなる。 ●会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱うが、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。 ●「退職給付に関する会計基準」等の適用に伴う会計方針の変更には、退職給付見込額の期間帰属方法の変更に加え、当該会計基準等の適用に伴って生じる数理計算に用いる計算基礎の設定方法の変更(例えば、割引率の決定方法や予想昇給率の算定方法の変更)も含まれると考えられる(作成要領183ページ)。 <p>(作成要領180ページを参考)</p> <p>[退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する場合] (会計方針の変更)</p> <p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)が平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)を適用し、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上した。</p>	<p>退職給付に関する会計基準(企業会計基準第26号)</p> <p>退職給付に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第25号)</p> <p>四半期連結財務規34、48の2、50、56、83の5</p>

項目	留意点	備考
	<p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減している。</p> <p>この結果、当第2四半期連結累計期間の期首のその他の包括利益累計額がXX百万円減少している。</p> <p>〔退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上するとともに、退職給付債務及び勤務費用等の計算方法を変更する場合〕 (会計方針の変更)</p> <p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。)が平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上した。また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を〇〇基準から給付算定式基準へ変更した。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従って、第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上したことに伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減している。また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。</p> <p>この結果、当第2四半期連結累計期間の期首のその他の包括利益累計額がXX百万円減少し、利益剰余金がXX百万円減少している。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれXX百万円増加している。</p>	
表示方法の変更	四半期連結財務諸表規則などでは、表示方法の変更に関する注記は要求されていない。	
未適用の会計基準等に関する注記	四半期連結財務諸表規則などでは、未適用の会計基準等に関する注記は要求されていない。	
簡便な会計処理に関する記載	四半期連結財務諸表規則などでは、簡便な会計処理に関する注記は要求されていない。	
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する記載	<p>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を記載する。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略できる。</p> <p>四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理とは、次の会計処理である。</p> <p>① 原価差異の繰延処理 ② 税金費用の計算</p>	四半期連結財規12 四半期連結財規ガイド ライン12
注記事項	<p>平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の第1四半期会計期間から注記の簡素化が行われている。</p> <p>ストック・オプションに関する注記、資産除去債務に関する注記、賃貸等不動産に関する注記、担保資産の注記、1株当たり純資産額の注記などが削除されている。</p> <p>金融商品に関する注記は簡素化が図られている。</p> <p>四半期連結会計期間(3ヶ月)に係る四半期連結損益計算書の作成が任意とされたので、四半期連結会計期間(3ヶ月)に係る四半期連結損益計算書を作成しない場合には、セグメント情報、1株当たり四半期純損益、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の注記などについては、3ヶ月に係る情報の注記は要しない(但しこの場合においても、「主要な経営指標等の推移」においては、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純損益の記載が求められている)。</p> <p>棚卸資産の区分表示に関する注記などについても簡素化されている。</p> <p><棚卸資産の表示に係る注記></p> <p>棚卸資産の表示については、四半期連結財務諸表規則35条第1項本文の規定にかかわらず、同項第4号から第6号までに掲げる項目に属する資産(商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品)については、棚卸資産の科目をもって一括して掲記することができる。この場合には、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。</p>	

項目	留意点	備考
	<p>ただし、当該内訳注記については、第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間においては、省略できるとされている（四半期連結財規35⑤、四半期財規30⑥）。</p> <p>このため、棚卸資産の一括表示に係る内訳注記の省略については、第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間においては可能であるが、第2四半期連結会計期間については省略できない。</p> <p><販売費及び一般管理費の表示に係る注記></p> <p>販売費及び一般管理費の表示方法については、第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間並びに四半期連結会計期間においては、販売費及び一般管理費について、販売費の科目もしくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記することができる。この場合において、販売費又は一般管理費の費目及びその金額については、注記することを要しないとされている（四半期連結財規69③、四半期財規61③）。</p> <p>このため、販売費及び一般管理費の一括表示に係る内訳注記の省略については、第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間並びに四半期連結会計期間においては可能であるが、第2四半期連結累計期間については省略できない。</p> <p><キャッシュ・フロー計算書の注記></p> <p>四半期連結キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない（四半期連結財規87、四半期財規77）。</p> <p>第2四半期では、キャッシュ・フロー計算書を作成するので、上記の注記が必要となる。</p>	
セグメント情報	<p>セグメント情報会計基準に準拠して、マネジメント・アプローチにより、セグメント情報を開示する。</p> <p>企業を構成する一定の単位（報告セグメント）に関する情報（セグメント情報）について、所要の事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。</p> <p>四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則において、セグメント情報に係る様式が規定されているので、実際の開示に際しては同様式及び記載上の注意に留意する必要がある。</p> <p>開示情報としての重要性が乏しく、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性がないと考えられるとき（例えば、単一セグメントの場合）は、セグメント情報の記載を省略することも考えられる（作成要領131ページ）。</p> <p><セグメントの変更等に関する取扱い></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>セグメントの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業セグメントの量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更 ●組織構造の変更等による報告セグメントの区分方法の変更 ●事業セグメントの利益又は損失の算定方法の変更 <p>を行った際は、四半期連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意8（四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針を含む）により記載することになるが、前年同四半期の「報告セグメントごとの売上高及び利益又は損金の金額に関する情報」を変更後のセグメントで作成した場合には、「前第1四半期連結累計期間」の箇所に当該記載を行い、提出済みの前年第1四半期に係る情報を記載（コピー）する必要はない。</p> <p>なお、第2四半期以降も同様の取扱いとする。</p> </div>	<p>四半期連結財規15 セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号） セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第20号）</p>
金融商品に関する注記	<p>金融商品に関する注記については次のように規定されている。</p> <p>① 金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額並びに当該時価の算定方法を注記する。ただし、当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略できる。</p>	<p>四半期連結財規15の2 四半期連結財規ガイドライン15の2</p>

項目	留意点	備考
	<p>② ①にかかわらず、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。</p> <p>③ ①②にかかわらず、四半期連結貸借対照表日における時価の把握が極めて困難な場合には、①の事項に代えて、その旨、その理由、当該金融商品の概要及び四半期連結貸借対照表計上額を記載することができる。</p>	
有価証券に関する注記	<p>有価証券（次に掲げる有価証券に限る）については、「金融商品に関する注記」（四半期連結財務規則15の2）のほか、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記する。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載できる。</p> <p>① 満期保有目的の債券</p> <p>イ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額</p> <p>ロ 四半期連結決算日における時価</p> <p>ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額</p> <p>② その他有価証券</p> <p>株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項</p> <p>イ 取得原価</p> <p>ロ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額</p> <p>ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と取得原価との差額</p> <p>作成要領の139ページの「作成にあたってのポイント②」では、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合について、「満期保有目的の債券」及び「その他有価証券」の有価証券に限って、当該区分により判断し、該当する有価証券の区分に応じて一定の事項を注記すると述べられている。</p>	四半期連結財務規則16 四半期連結財務規則ガイド ライン16
デリバティブ取引に関する注記	<p>デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる）については、「金融商品に関する注記」（四半期連結財務規則15の2）のほか、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券及び商品その他の取引の対象物の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記する。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載できる。</p> <p>上記の事項は、先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引その他の取引の種類に区分して記載する。</p> <p>作成要領の141ページの「作成にあたってのポイント②」では、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合について、デリバティブ取引について「通貨」「金利」「株式」「債券」「商品その他の取引」の対象物の種類ごとに判断し、該当する対象物の種類ごとにに応じて一定の事項を注記すると述べられている。</p>	四半期連結財務規則17 四半期連結財務規則ガイド ライン17-1
金融商品に関する注記等の特例	<p>四半期連結財務諸表規則第15条の2、第16条及び第17条第1項の規定にかかわらず、連結財務諸表提出会社（当該連結財務諸表提出会社を含む企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く）は、第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間において、これらの規定による注記を省略できる。</p> <p>第2四半期連結会計期間については、当該注記の省略はできないこととなる。</p>	四半期連結財務規則17の2
組織再編関係	組織再編が行われた場合には、所要の事項を注記する。	四半期連結財務規則20、 22～26

項目	留意点	備考
持分法損益等の注記 (四半期個別財務諸表)	<p>関連会社を有している場合には、当該関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記しなければならない。ただし、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。</p> <p>持分法損益等の注記についても比較情報の記載が必要となるので、比較対象となる期間に注意が必要である。</p>	四半期財規12 四半期財規ガイドライン12
重要な後発事象	四半期連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度(当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間を除く)以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記する。	四半期連結財規13 四半期連結財規ガイドライン13
第二部 提出会社の保証会社等の情報		
第1 保証会社情報		
2 継続開示会社たる保証会社に関する事項	保証会社が英文開示による継続開示を行っている場合、「有価証券報告書及びその添付書類」に代えて「外国会社報告書及びその補足書類」、「四半期報告書」に代えて「外国会社四半期報告書及びその補足書類」、「半期報告書」に代えて「外国会社半期報告書及びその補足書類」、「臨時報告書」に代えて「外国会社臨時報告書」をそれぞれ記載することができる。この場合、提出書類が英文開示書類であることが分かるよう、適宜記載を工夫することが望ましい(作成要領165ページ)。	記載上の注意(32) b

以上